

財産形成住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします
- (3) この預金の預入れは、1回100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6ヶ月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、継続方法)

- (1) 規定第1条による預金は、それぞれの預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預かりします。
- (2) 期日指定定期預金の継続の取扱いは、次によります。
 - ①期日指定定期預金は、それぞれの最長預入期限に期日指定定期預金として元加継続します。継続された預金についても同様とします。
 - ②前項による継続にあたり、預金口座内に最長預入期限を同じくする数口の預金がある場合は、最長預入期限に、それらをまとめてこの契約による1口の期日指定定期預金として元加継続します。継続された預金についても同様とします。

3. (預金の支払方法)

- (1) この預金は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) この預金を全額払出す場合は、住宅を取得した日から1年以内に当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、財産形成住宅預金ご契約の証（以下「ご契約の証」という）とともに住宅の登記簿謄本等所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるため払出す場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに住宅建築工事請負契約書等所定の書類の写しを当店へ提出してください。この場合、一部払出しは残高の90%を限度として1回に限ります。
- (4) 前項による一部払出後の残額を払出す場合は、一部払出しの日から2年以内で、かつ、持家としての住宅を取得した日から1年以内に当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに住宅の登記簿謄本等所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
 - B 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という）

(2) 利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてはその預入日（すでに預け入れられている金額については変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(3) この預金を財産形成預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、および同共通規定第3条第2項、第3項より解約する場合は、その利息は次の利率によって計算します。

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

やむを得ない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。なお、財産形成預金共通規定第3条第2項、第3項により解約する場合は、当組合は相当の期間をおき、必要な書類の提出、または、保証人を求めることがあります。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。

- (1) 住宅の取得目的外のためにこの預金が払い出されたとき。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。
- (2) 第3条第2項による全額払出しの場合で、持家としての住宅を取得した日から1年以内に払出が行われなかったとき、所定の必要書類が提出されなかったとき、または提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第3条第4項による一部払出しの場合で、一部払出しの日から2年以内で、かつ持家としての住宅を取得した日から1年以内に残額を払い出さなかったとき。

7. (差引計算等)

- (1) 第6条第2号の事由が生じた場合には、当組合は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。
 - ①第6条第2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ②この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率は、その約定利率とします。

8. (退職時等の取扱)

退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱います。この場合、第5条と同様の手続をとってください。

- (1) 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- (2) 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金および自由金利型定期預金(M型)は、その継続を停止します。

9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事由の生じた日から6ヶ月以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入があった場合
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当組合ウェブサイト(ホームページ)への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

12. (規定の交付)

- (1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは、当組合ウェブサイト(ホームページ)への掲載等の方法により行うこととします。
- (2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出てください。

この預金は、本規定のほか「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上
(2020/04/01 現在)